

会 議 録

会議の名称	令和2年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	令和3年2月19日(金) 午前9時30分から				
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階第2委員会室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・山上勉委員・かみまち弓子委員・清水あずさ委員・村山じゅん子委員・山田たか子委員・小山定昭委員・小嶋博司委員・金田一弘明委員・久野幹雄委員</p> <p>(市事務局) 粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤みどりと公園課長・高橋みどりの係長・阿部主事・石原主事補</p> <p>(業者) 朝日航洋株式会社社員2名</p> <p>●欠席者：鈴木八百造委員・長谷川大地委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) みどりの基本計画の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東村山市みどりの基本計画2021(素案)について ・緑化審議会からの答申文案について <p>(2) 緑地保護区域の適正管理について(審査)</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 高橋、阿部、石原</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				

会 議 経 過

1 開会

- 会議の成立（欠席委員は2名、会議開催の要件を満たすことについて事務局より報告）
- みどりの基本計画改定業務の受託者朝日航洋株式会社の社員2名の入室を許可。
- 傍聴者の確認。傍聴者なし。（会議途中で1名入室）

2 議事

（1）みどりの基本計画の改定について

- ・東村山市みどりの基本計画2021（素案）について

東京都との事前協議、パブリックコメント実施中に行った緑化審議会委員への書面による意見収集、パブリックコメントで寄せられた意見等により行った修正対応について資料に沿って事務局より説明。

○会長

ありがとうございます。今、説明がありましたとおり、意見を反映し、事務局としては最終案としたいとのご提案でしたが、ご意見ございますか。

○委員一同

意見なし。

○会長

では、緑化審議会として、この案を添付し、市長に対し答申をすることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

- ・緑化審議会からの答申文案について

事務局より答申文（案）を配付。

○会長

答申文案については事前に事務局より相談を受け、私の方で内容について一部修正等を指示したところですが、こちらをたたき台に皆さんのご意見を頂戴できればと思います。

○委員一同

意見なし。

○会長

では、こちらの答申文に先ほどの素案を添付し、市長に答申することとしたいと思いますがよろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○事務局

答申文の作成ありがとうございました。以上を持って計画の最終案と答申文が確定いたしましたことから、本日の議事にはございませんでしたが、会議の最後「その他」に会長から市長への答申を追加させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○会長

本日の議事に、「答申」を追加したいという事務局からのご提案ですがいかがですか。

○委員一同

異議なし。

○会長

では、そのように準備をお願いします。

(2) 緑地保護区域の適正管理について（審査）

- ・ 個人情報を含むため、傍聴者退出。会議録についても非公開。
- ・ 事務局より緑地保護区域の適正管理の審査について説明。
- ・ 令和3年度の各緑地保護区域の固定資産税・都市計画税の減免について審査。
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免については事務局案のとおりとする。

【主な意見】

- ・ 緑地保護区域内でも高木・老木化が進んでいる。カシノナガキクイムシの穿入による枯死（なら枯れ）の被害も広がっているようだ。緑地保護区域内の樹木調査が必要ではないか。
- ・ 緑地保護区域所有者に税の減免は適正な管理が前提であることを丁寧に説明するべき。
- ・ 相続の際に樹林地から売却される流れに歯止めがかからない。樹林地については農地のような相続税の猶予が無いことが主な原因と考えるが、国税の問題なので、市町村、都道府県レベルで連携し、国を動かさないといけない。
- ・ 樹林地の公有地化について、優先度を定めるだとか、公有地化のための基金の歳入方策を新たに考えるなどしないといけない。

(3) その他

- ・公園のあり方検討について事務局より報告。

【報告内容】

- ・令和3年度に公園条例を改正、令和4年度4月より市内160カ所以上の公園・緑道を包括的に指定管理者の管理に移行したい方向性がまとまった。
 - ・報告書について現在製本作業中であり、完成次第委員の皆さんに配付したい。
-
- ・委員任期について事務局より報告。
-
- ・答申

渡部市長、野崎副市長が入室。会長より市長へ答申を手渡し。

3 閉会